

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条に掲げる小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(オホーツク総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年12月22日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほや)	網海共第22号共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日までただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	5隻以内	総トン数15トン未満	1. オホーツク総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	令和5年12月20日から令和6年12月15日まで	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、オホーツク総合振興局長に報告しなければならない。 (2)次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ ベにずわいがに (3)5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)ほや以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (5)日没から日の出までの間(夜間)は、操業してはならない。 (6)知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。